

公益事業区分 資金収支内訳表
 (自)平成31年 4月 1日(至)令和 2年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		津市相談支援センター	合計	内部取引消去	事業区分合計
事業活動による収支	収入				
	事業活動収入計(1)	0	0		0
	支出				
	事業活動支出計(2)				
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	0		0
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
その他の活動による収支	収入				
	事業区分間繰入金収入	216	216		216
	その他の活動収入計(7)	216	216		216
支出	事業区分間繰入金支出	3,469,980	3,469,980		3,469,980
	その他の活動支出計(8)	3,469,980	3,469,980		3,469,980
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 3,469,764	△ 3,469,764		△ 3,469,764
	当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	△ 3,469,764	△ 3,469,764		△ 3,469,764
	前期末支払資金残高(11)	3,469,764	3,469,764		3,469,764
	当期末支払資金残高(10)+(11)	0	0		0

公益事業区分 事業活動内訳表
 (自)平成31年 4月 1日(至)令和 2年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		津市相談支援センター	合計	内部取引消去	事業区分合計
サービス活動増減の部	収益				
	サービス活動収益計(1)				
	費用				
	サービス活動費用計(2)				
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)				
サービス活動外増減の部	収益				
	サービス活動外収益計(4)	0	0		0
	費用				
	サービス活動外費用計(5)				
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	0	0		0
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	0	0		0
特別増減の部	収益				
	事業区分間繰入金収益	216	216		216
	特別収益計(8)	216	216		216
	費用				
	事業区分間繰入金費用	3,469,980	3,469,980		3,469,980
	特別費用計(9)	3,469,980	3,469,980		3,469,980
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	△ 3,469,764	△ 3,469,764		△ 3,469,764
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△ 3,469,764	△ 3,469,764		△ 3,469,764
繰越	前期繰越活動増減差額(12)	3,469,764	3,469,764		3,469,764
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	0	0		0
活動増減差額の部	基本金取崩額(14)				
	その他の積立金取崩額(15)				
	その他の積立金積立額(16)				
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	0	0		0

公益事業区分 貸借対照表内訳表
令和 2年 3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	津市相談支援センター	合計	内部取引消去	事業区分合計
流動資産	0	0		0
固定資産	0	0		0
基本財産				
その他の固定資産	0	0		0
資産の部合計	0	0		0
流動負債	0	0		0
固定負債	0	0		0
負債の部合計	0	0		0
基本金				
国庫補助金等特別積立金				
その他の積立金				
次期繰越活動増減差額	0	0		0
(うち当期活動増減差額)	△ 3,469,764	△ 3,469,764		△ 3,469,764
純資産の部合計	0	0		0
負債及び純資産の部合計	0	0		0

財務諸表に対する注記（津市相談支援センター拠点区分用）

1. 重要な会計方針
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
該当なし
 - (2) 引当金の計上基準
該当なし
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 津市相談支援センター拠点財務諸表（第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式）
 - (2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3⑩）は、サービス区分が障害者相談支援1つの為、作成していない。
 - (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3⑪）は、サービス区分が障害者相談支援1つの為、作成していない。
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
平成31年3月31日をもって、津市から受託している「障害者相談支援事業」が終了した為、当拠点区分を今年度をもって廃止する。
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
当拠点区分の廃止に伴い、残金資産を本部拠点区分に繰入れている。